

# 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額適用申告書

平成 年 月 日

能勢町長様



申告者  
(納税義務者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ④

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

能勢町税条例附則第10条の2第8項の規定により、省エネ改修工事に伴う減額措置の適用について申告します。

所在地	大阪府豊能郡能勢町		
家屋番号		建築年月日	平成 年 月 日 <small>〔平成20年1月1日以前に 建築された家屋に限る〕</small>
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造(軽鉄含む) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他		
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅(賃貸住宅は除く) <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所部分等は除く)		
床面積	延床面積	m <sup>2</sup>	うち住宅部分の面積 m <sup>2</sup>
工事完了 年月日	平成 年 月 日		
改修工事に 要した費用	円 (省エネ改修に直接関係する工事費用が30万円以上)		
住宅の省エネ 改修工事内容	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事(必須工事) <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事		
改修工事が完了した日から3 月以内に申告 書を提出でき なかった理由			

## 【添付書類】

熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し

熱損失防止改修(省エネ改修)工事証明書・・・(発行主体:建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関)  
※建築士発行の証明書の場合は、1級建築士免許証、2級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添付して下さい。